



Vol.186

杜若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

★顕在化するセクハラ問題

1 顕在化するセクハラ問題

昔も今もセクハラ問題は存在します。ところが、最近、様々なご相談を受けて、「昔であったら表に出ないであろうセクハラ行為が問題になりやすくなった」と感じるが増えています。つまり、セクハラ問題がより顕在化し、社会の流れが変わってきていると感じます。

2 医療法人理事長のセクハラ行為と法人の安全配慮義務違反を認めた事例（名古屋地裁岡崎支部 令和5年1月16日判決）

(1) 事案

被告Aは被告法人理事長医師であり、原告は勤務看護師でした。以下は、全て被告Aが行った行為です（頻度は一ヶ月につき一回程度だったとのことです）。

- ・原告が診断書についての説明をしていた際、骨の部位を説明するために、原告の二の腕を服の上から掴んだ。
- ・病名、病名開始日等の説明をしようと被告Aの隣に立ったところ、原告の肩に手を回して抱き寄せた。
- ・被告Aの診断書の記入補助を行っていた原告の足を足で触れた。
- ・診断書の記入に関して声を掛けてきた原告の腰を抱き寄せた。
- ・診断書の記入に関して声を掛けてきた原告の脇に手を回して抱き寄せた。
- ・同僚と歩いてきた原告に対し、すれ違いざまに原告の側面に抱きついた。
- ・診断書記入の補助を行っていた原告の胸ポケットにあったボールペンを直接取った後、使用したボールペンを取ろうとした原告の手を握った。
- ・止血の際に縛っておく箇所の説明をするために、原告の左の二の腕を触った。
- ・事務作業中の原告の顔に自らの顔を近づけた。

被告法人は原告のセクハラ被害申告を受けて、被告Aに対する詳細な聞き取り調査などを行わず、被告Aに対しては、セクハラ行為の訴えがあるから気を付けてほしいという極めて抽象的かつ中途半端な対応をするにとどまりました。

(2) 判決（セクハラと認定）

「被告Aの原告に対する行為態様は、身体的接触を伴い、複数回にわたるものではあるとはいえ、わいせつ性の程度は高くなく、悪質なものとはいえない。

他方で、原告の訴えに対する被告法人の対応がセクハラ申出に対する対応として著しく不適當であったことは先に述べたとおりであり、本件では、被告法人の対応それ自体に対する慰謝料も発生するというべきである。そして、原告は、被告Aからのセクハラ行為及び被告法人に対する複数回に渡る被害申告の申出の後、急性ストレス反応との診断を受け、さらに令和元年12月31日には被告病院を退職するに至っているところ、これについては、当時の医事課が多忙であったことからくるストレスや原告の元々の心的要因も影響していると推認されるとはいえ、被告法人が十分な対応を取らなかったことが一定程度影響したと言わざるを得ず、被告法人の対応が退職の一つの契機となった点は慰謝料の増額事由として考慮する。もっとも、退職や転職それ自体は原告が自由に決定できる事項であるから、原告が主張するような逸失利益的な側面を考慮することはできない。

以上の点を踏まえれば、原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては、第1事件（向井注釈 セクハラ行為全体）について70万円、第2事件（向井注釈 セクハラ後の法人の対応等）について30万円をもって相当と認める。」

3 従業員の意識の変化

判決が認定しているように被告Aは胸やお尻を触っているわけではありません。スキンシップのつもりで悪気なくこのような行為を他の職員に対しても行っていたようです。実は、このような事例は昔からありましたが、昔は「仕方が無い」「我慢するしかない」として我慢してきたものと思われまます。ところが、最近になってこのような胸やお尻ではなく手や肩等を触る行為がセクハラ問題として様々な形で顕在化し、弊事務所に相談として寄せられています。

これらの行為は、昔も今もセクハラには変わりありませんが、働いている従業員の意識がよりセクハラに対して厳しくなり、「耐えられない」「許せない」として、セクハラ問題として顕在化してきているのです。

4 最近のセクハラ事例を通じて感じること

最近の相談事例を通じて、私なりに感じることをお伝えいたします。私も当然セクハラ行為を行う可能性があり注意をしています。

(1) 体のどこを触ってもアウト

スキンシップや感謝を示すためと称して手や肩や頭を触る行為はセクハラ行為に当たります。これは昔からセクハラ行為に当たりますが、何となく我慢して許されてきただけに過ぎません。ご注意ください。

(2) 下ネタの類いはもうアウトと思って良い

どこの組織でも下ネタが好きな方はいますが、繰り返ししつこく下ネタを連発する場合はセクハラ行為であると言って良いと思います。「俺の下ネタの切れは一級品だ」などと考えるのは誤解にもとづくものですので、ご注意ください。

(3) 女性（男性）の品定めのような発言もアウト

品定め発言も好きな方はおりますが、何度も品定め発言を異性の同僚や部下の前で話すことはセクハラ行為に当たり得ます。ご注意下さい。

(4) 女性の容姿をいじる（からかう）のはアウト

親しい間柄だといっても、女性の容姿をいじる（からかう）のもアウトです。人によっては我慢するかもしれませんが、ある日、突然セクハラ問題として顕在化します。ご注意ください。

(5) LINE の交換は嫌がられている

LINE の交換を迫るのはそれ自体セクハラではありませんが、嫌がられている場合も多いです。その後のやりとりや内容次第ではセクハラになります。私は男女問わず弊所所属弁護士や職員とLINE の交換はしていません（嫌われているだけかもしれません）。

ここ数年、セクハラに対する意識がより変わってきたと感じます。これから女性の管理職や取締役等が増加し、大きく世の中が変わっていきますので、更に大きく問題が顕在化する可能性があります。

以上